

「間接侵害」に関する検討経過報告

平成 23 年 1 月 17 日
司法救済ワーキングチーム

1. 問題の所在及び検討経緯

今期の法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム（以下「本WT」という。）では、昨期に引き続き、著作物等の利用につき自ら（物理的に）利用行為を行う者以外の者が、どのような場合に著作権法上の責任を負うのか（差止請求権の相手方になるのか）という、いわゆる「間接侵害」に係る課題の検討を中心として行ってきた。

間接侵害を巡る状況としては、近年の情報通信技術の発展により、インターネット等を利用した著作物の創作・流通が活発になったことに伴う著作権法上の課題の指摘が数多く見られるようになっており、裁判例においても、従来のカラオケスナックの経営者などのような、著作物の直接的利用者を物理的に支配下におく者に対して侵害主体性を認めるといったケースに加えて、インターネット等を活用して提供される新たなサービスを巡ってその提供者に対する民事的請求が行われるケースも増加している。

このような状況に対応して、著作権者の立場から、権利行使が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの要請に加えて、利用者側の立場から、著作権法上の責任を負わない範囲を明確化すべきとの要請が強まっている。

また、知的財産戦略本部の策定した知的財産推進計画 2010（2010年5月21日）においても、本課題について検討が求められている。

2. 検討経過

昨期は、(a) 差止請求権の相手方は直接侵害者に限定されず、一定の範囲の間接侵害者（間接的関与者）も、差止請求権の相手方となり得る（いわゆる直接侵害者非限定説）かどうか、(b) 間接侵害の成立については直接侵害の成立が前提となる（いわゆる従属説）かどうかの 2 点を中心的な分析軸とした上で、法制化を行うこととした場合に、これまでいわゆる間接侵害であるとして取り扱われてきた裁判事例について、著作権法上、直接侵害と評価すべきケースと間接侵害と評価すべきケースとを適切に分類していくことにつき検討を行った。

そして、直接侵害とされるケースの具体化・明確化に向けて整理を行うとともに、間接侵害と評価されるケースについては、(i) 提供する物及びサービスが著作権侵害の用に供される蓋然性、(ii) 提供する物及びサービスによる権利侵害の発生（又はその蓋然性）の認識の有無、(iii) 侵害発生防止のための合理的措置の有無、等といった要素を考慮対象とした上で、それらの組み合わせを考えつつ、それぞれの場合に想定される論点について検討を行ってきた。

今期の本WTにおいては、上記検討を踏まえた制度設計の試案につき検討を実施するとともに、主要な裁判例への当てはめ等につき議論を行った。また、併せて、当該試案をもとに、関係団体から意見聴取を行った。

さらには、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における検討¹を踏まえ、いわゆる「リーチサイト」(別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト)が、いわゆる「間接侵害」との関係でどのような位置付けになるのかにつき、現状を把握するとともに、検討を開始した。

3. 今後の方向性

2. で示したとおり、今期は、制度設計の試案の検討、関係者からの意見聴取、いわゆるリーチサイトに関する検討等を行ってきた。

今後は、本課題については早急な対応が求められているとの社会状況にも十分留意しながら、引き続き望ましい制度設計について更に検討を進めるとともに、近く関係する事案²につき最高裁判決が出される動きがあることから、その内容についても十分な分析を行い、可及的速やかに一定の結論を得るべくより一層努めてまいりたい。

¹知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」は、リーチサイトが著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、(i)当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、(ii)当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること、が考えられるとし、「(当該要件に該当するような一定の行為については)現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置づけを整理していく必要がある。」(28頁)とする。

²まねきTV事件及びびろクラクII事件。

【参考】

◆ 開催状況

- 第1回 平成22年 3月10日（水）
- 第2回 平成22年 5月17日（月）
- 第3回 平成22年 6月 9日（水）
- 第4回 平成22年 6月24日（木）

◆ チーム員名簿

座長 おおぶち てつや
大 渕 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 やまもと たかし
山 本 隆司 弁護士

おくむら こうじ
奥 邨 弘司 神奈川大学経営学部准教授

ちゃえん しげき
茶 園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

ひらしま りゅうた
平 嶋 竜太 筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

まえだ よういち
前 田 陽一 立教大学大学院法務研究科教授

(以上6名)